

第 10 節 政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査の実施状況の概要

(資料 21 - 1 - 14 参照)

平成 15 年 4 月に政策金融機関及び日本郵政公社に対するリスク管理分野の検査権限が主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15 検査事務年度から検査を実施している。検査においては、各機関の特性も踏まえ、自己査定 of 正確性、償却・引当の適切性、内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアル等を準用して検証を行っている。

政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査については、5 機関に対して検査を実施し、そのうち 3 機関に対して検査結果を通知するとともに、各主務大臣に報告している。

なお、検査に当たっては、1 機関当たり平均して 38.6 日間の立入日数で、16.9 人を投入している。

(参考)政策金融機関とは、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行の 9 機関をいう。